

○被疑者等の護送経費等の取扱いについて(通達)
(平成 13 年 5 月 18 日岡会第 239 号／岡務第 2052 号／岡刑企第 103 号警察本部長例規)

改正 平成 20 年 4 月岡会第 155 号 平成 21 年 3 月第 166 号

各部長・所属長

逮捕した被疑者又は法令の規定により身柄を拘束された被告人、受刑者等(以下「被疑者等」という。)を捜査上の必要により連行又は護送(以下「護送」という。)する岡山県警察職員及び岡山県警察の依頼により被疑者等を護送する岡山県以外の都道府県警察職員(以下「護送警察官等」という。)に支給する旅費(以下「護送旅費」という。)並びに被疑者等の護送に要する経費(以下「護送経費」という。)の取扱いについて次のように定め、平成 13 年 4 月 1 日以後に実施する護送から適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、被疑者等の輸送経費の支出について(昭和 43 年 4 月 1 日岡会第 137 号、岡捜一第 284 号例規)は廃止する。

記

1 護送旅費

護送警察官等に支給する県費旅費については、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)、岡山県職員等の旅費支給規則(昭和 27 年岡山県規則第 8 号)その他関係規程によるものとする。

2 護送経費

県費支弁に係る被疑者等の護送経費については、当該被疑者等を護送中に必要となる次の経費を支出するものとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の実費額及び当該被疑者等に支給する食事、湯茶代等の実費額
- (2) 公用の車両、船舶、航空機等(護送警察官等が所属する都道府県警察が管理する公用の車両、船舶若しくは航空機等を含む。)を利用して被疑者等を護送する場合において、有料道路又はその他有料の施設を利用しなければ、用務の遂行に支障を生ずるおそれがあると旅行命令権者が認めたときは、当該有料道路等の通行料金又は利用料金の実費額

3 護送旅費等の支出方法

護送経費及び岡山県以外の護送警察官等に支給する旅費については、原則として岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)の規定による常時経費として資金前渡の方法により資金を支出保管し、事案発生の都度、債権者等へ支払うものとする。ただし、これにより難い場合は、その都度資金前渡の方法又は精算払いの方法により支給することができる。

4 国庫支弁に係る護送経費等

護送旅費及び護送経費の負担区分が、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条の規定により国庫支弁となる場合は、それぞれ国費関係の規程等に基づき支出するものとする。